

平成31(令和元)年度 事業計画

1. はじめに

平成29年1月に日本老年学会が「65歳以上」とされている高齢者の定義を「75歳以上」に見直すべきだとする提言を発表しました。健康に関するデータ分析から今の65歳以上の人は昔に比べて身体機能、認知機能が10歳ほど若返っていると言われます。私たちはまだ未だに人生50年時代の感覚で生きています。定年まで働いたら職業人生の現役は終わり、後はゆっくり過ごそうという考えです。しかし、今の高齢者は元気になっています。当時の65歳から70歳の人と、今の前期高齢者といわれる65歳から74歳までとはできることが随分違います。体力もあれば、能力もあるし、活動できる範囲も広がっています。

実際にシニアの多くの人たちは非常にポジティブです。適当に草取りなどの軽作業でもして、お小遣いを稼ぎたいということを考えない。今はまだ定年や65歳になったら働いてはいけないという雰囲気がありますが、能力も体力もあってやりたいことがあるという人が非常に多いということです。

少子化がどんどん進行し、生産年齢人口の減少が急速に進む中、意欲と身体的能力を備えた、高齢者が活躍することは産業や社会の活性化につながる大きな意味があります。

そのためには、地域社会の担い手として「介護予防・日常生活支援総合事業」や「空き家の管理業務」など、境港市と緊密な連携を図りながら、地域の課題解決に積極的に取り組むとともに、派遣業務のさらなる拡大を推し進め、地元企業の人手不足を補うなど、社会の支え手としての役割も果たしていく必要があります。

また、これまでの植木剪定、草刈りなどの軽作業が中心ですが、このような中で現役時代にホワイトカラーで培った知識・技術を生かした、仕事を増やしていく必要があります。例えば、インターネットを使った、印刷物の校正作業など、パソコンを使う事務作業などは高齢者でも作業可能です。新規の仕事も見つけ、会員増加につなげる。

働きたいと願う高齢者の就業率を高めていくことが重要です。それらを充足するためには、新規会員の増強が不可欠であり、入会促進は喫緊の課題となっております。会員の拡大については、当センターの「中期基本計画」に掲げる重点施策の一つであり、その実現のために会員の皆様のご協力をいただきながら、さらに一層役職員が一丸となって取り組んでまいります。

2. 基本方針

平成28年度に策定した「中期基本計画」では、魅力あるセンターの更なる発展と安定した事業運営を目指すため、平成32年度（令和2年度）までの5年間を本計画の期間と定め、5年後の基本目標（努力目標）を設定するとともに、基本目標を達成するための重点施策を掲げ、その実現に努めます。平成29年度はおおむね努力目標を達成いたしましたが、平成30年度は、高齢化の進捗により剪定等のグループの減少などにより、契約金額は△12.7%と計画を大きく下回りました。こうした傾向を計画に反映すべきものと考え、中期計画を修正いたします。今後は役職員一丸となって、受注拡大、特に公共に重点を置いて積極的にPRを行い、目標達成に努力して参ります。

〈基本目標値（努力目標）〉

| 区 分 | 1年目 (H28) | 2年目 (H29) | 3年目 (H30) | 4年目 (H31/R元) | 5年目 (H32/R2) |
|--------------|--------------------|--------------------|--------------------|-----------------|-----------------|
| 正会員数 | 181 (177) | 185 (185) | 189 (169) | 169 | 169 |
| 就 業 実人員数 | 172 (171) | 176 (182) | 180 (163) | 163 | 163 |
| 受注件数 | 2,311 (2,254) | 2,321 (2,202) | 2,212 (2,042) | 2,042 | 2,042 |
| 契約金額 (千円) | 73,634 (69,134) | 75,107 (70,176) | 71,570 (62,475) | 62,475 | 62,475 |

※派遣就業は除く。下段()は実績。

〈重点施策〉

- (1) 会員の拡大
- (2) 就業開拓の促進（公共部門への重点集中）
- (3) 安全就業の徹底
- (4) 適正就業の徹底
- (5) 健全で安定した財政基盤の確立

3. 事業実施計画（具体的な取り組み）

(1) 会員の拡大

- 新規会員の確保に向けて、役職員や会員が直接又は友人等を通じた勧誘活動を積極的に展開する。
- 軽度生活援助事業、介護予防・日常生活支援総合事業及び産後ケア事業など、女性に適した就業の機会を確保するため、女性会員の拡大に力を入れる。
- センターホームページでの会員募集や市報等を活用しての事業紹介及び会員募集の記事を引き続き掲載していく。
- 入会説明会は開催日時等を指定せず、説明希望者の来訪時や電話等での希望日時に併せ随時開催する。
- 入会希望者に対しては、希望する職種全般を詳しく聴取するとともに、早期就業が可能な業務についての情報を幅広く提供する。
- 退会者の減少が図られるよう、就業に関しての不満や健康状態等について面談の場を設けるとともに、退会希望者に対しては退会の理由等について適宜相談に応じる。
- 連合会の本部では、平成36年度（令和6年度）までの会員第2次100万人体制計画において下記の表のとおり、当センターの計画目標を立てている。

| | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|-----|------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 境港市 | 185 | 192 | 199 | 206 | 217 | 229 | 242 | 256 |

(2) 就業開拓の促進

- 安心・安全な生活環境を確保するため、センターが行う空き家等の管理業務など、会員自らが地域における就業の開拓に努める。
- 繁忙期における人出不足の支え手として、センターの派遣業務により地元企業等をサポートする。
- 発注元企業や行政関係等を訪問し、受託のお礼に併せ様々な情報を聴取し、新たな業務を開拓するよう努める。
- 自分の仕事を請け負った会員（剪定）が、発注者に対して他の仕事（除草、襖・障子張替など）を紹介し、新たな受注に結び付ける。
- 県外在住者からの発注（墓地清掃等）を請け負った場合、空き家管理業務のチラシを請求書に同封し、他の業務（剪定、除草等）も受注可能であることをPRし、就業開拓に努める。

(3) 安全就業の徹底

- 安全就業基準に定められた安全保護具の着用や、器具の正しい使用方法を再確認するほか、現場ではお互いに声を掛け合って安全を確認する。
- 安全・適正就業推進委員会において、各職群班でのヒヤリ・ハット体験事例を発表しながら、要因分析を行い事故の防止対策に努める。
- 安全パトロールによる現場での注意・指導等によって、会員一人一人の安全意識を高め、重篤事故や傷害事故の撲滅を図る。
- 未講習の会員及び新規会員への技能講習（刈払い、剪定等）を開催し、基礎知識を深めるとともに技術力の向上も図る。
- 就業先等での事故発生後（傷害、損害等）における事務所への迅速な報告を徹底し、情報を共有することで適切な対応・処理に努める。
- 会員自らが定期健康診断等により、身体機能の把握・管理に努める。

(4) 適正就業の徹底

- 適正就業ガイドラインは、センター会員の働き方に関する重要な指針であることから、法令順守に基づく適正な就業に努める。
- 会員就業規則に定められた「就業上の留意事項」、「共同作業の留意事項」等を再確認することで、適正就業の重要性を認識する。
- シルバー人材センターの理念を自覚し、公益社団法人の会員としての使命感を理解しながら、地域や発注者に信頼されるセンターを目指す。

(5) 健全で安定した財政基盤の確立

- 中期基本計画の目標達成に向け、会員及び役職員が一体となって、魅力あるセンターの発展を目指す。
- 国及び市の補助基準が継続して確保できるよう、会員数及び受注件数の拡大に努めていく。
- 安定的な事業運営を行っていくため、適正就業を遵守しながら、受託事業や派遣事業を推し進め、収益の拡大に努める。